

国税庁における「滞納処分費」の過大徴収について

【概要】

国税の滞納整理において、差し押さえた財産を公売する場合等には、その処分に要した費用を滞納処分費^(注1)として滞納者から徴収しています。

今般、10の国税局において、滞納者から徴収する滞納処分費の計算に際し、100円未満の端数処理に誤りがあったため、過去5年間で滞納者1,900者余りから、本来は切り捨てるべき100円未満の端数分を過大に徴収していた事実が判明しました^(注2)。過大に徴収していたその額は16万7千円余りになります。

【今後の対応】

過去5年間に発生した端数処理の誤りについては、法令の規定に基づき、過大徴収額をお返しするか、滞納がある場合には、滞納国税に充当いたします。今後、精査が済み次第、順次、所轄税務署から対象となる方に連絡し、誤りの内容とお返しする手続について説明してまいります。

あわせて、それ以前に発生した端数処理誤りについても、過大徴収分をお返しできる場合がありますので、過去に差押え財産について公売処分を受けた方などで心当たりのある方は、国税局までお問い合わせください。

国税庁においては、今後、同様の誤りがないように、各国税局に対し、審査の徹底を指示いたします。

(注1) 滞納処分費には、例えば、差押財産の保管のための倉庫料、不動産等の換価のための鑑定料やインターネット公売のシステム利用料などがあり、実費弁償として滞納者から徴収します。

(注2) 滞納処分費については、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとされています(国税通則法第119条)。

<ご注意> [不審な電話や振り込め詐欺にご注意ください。](#)

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で、一旦電話を切り、最寄りの税務署の総務課又は国税局の納税者支援調整官までお問い合わせください。

(最寄りの国税局・税務署の電話番号は、「[税務署の所在地などを知りたい方](#)」をご覧ください。)

【お問い合わせ先】

該当する国税局は次の 10 局（所）となります。

問い合わせ先	担当部署名	郵便 番号	住所	電話番号	内線
札幌国税局	特別整理 第一部門	060- 0042	札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第二合同庁舎	011-231-5011	5310
関東信越国税局	特別整理 総括第二課	330- 9719	さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-3111	2593
東京国税局	特別整理 総括第二課	104- 8449	東京都中央区築地 5 丁目 3 番 1 号	03-3542-2111	3301 3302
金沢国税局	統括国税 徴収官	920- 8586	金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	2753
大阪国税局	徴収課	540- 8541	大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 63 号大阪合同庁舎第 3 号館	06-6941-5331	2390
広島国税局	徴収課	730- 8521	広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館	082-221-9211	3809
高松国税局	特別整理 第一部門	760- 0018	高松市天神前 2 番 10 号 高松国税総合庁舎	087-831-3111	492
福岡国税局	特別整理 第一部門	812- 8547	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号福岡合同庁舎	092-411-0031	4922
熊本国税局	特別整理 第一部門	860- 8603	熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟	096-354-6171	6251
沖縄国税事務所	統括国税 徴収官	900- 8554	那覇市旭町 9 番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	456